

【通所介護】（要介護1～5の方） 1日：7H以上8H未満

施設区分：通常規模事業所

基本サービス料金（要介護別）		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
① 基本	基本利用料	1割負担の方	676円	798円	925円	1,051円	1,179円
		2割負担の方	1,352円	1,596円	1,849円	2,102円	2,358円
		3割負担の方	2,028円	2,394円	2,773円	3,152円	3,536円
食費		・540円/日					
加算料金（負担割合別）		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方			
② 加算	入浴介助加算Ⅰ	・41円/日	・82円/日	・123円/日			
	個別機能訓練加算Ⅰイ	58円/日	115円/日	173円/日			
	個別機能訓練加算Ⅰロ	・78円/日	・156円/日	・234円/日			
	口腔機能向上加算Ⅱ（月2回）	165円/日	329円/日	493円/日			
	栄養改善加算（月2回）	206円/日	411円/日	618円/日			
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ（6か月1回）	21円/月	41円/月	62円/月			
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ（6か月1回）	6円/月	11円/月	16円/月			
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	・19円/日	・37円/日	・56円/日			
	若年性認知症利用者受入加算	62円/日	124円/日	185円/日			
	科学的介護推進体制加算	・41円/月	・82円/月	・123円/月			
	延長加算Ⅰ （9時間以上10時間未満）	52円/日	103円/日	154円/日			
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用者負担額総合計 （①+②）	1割負担の方	1,354円	1,476円	1,603円	1,729円	1,857円	
	2割負担の方	2,067円	2,411円	2,664円	2,917円	3,173円	
	3割負担の方	2,981円	3,047円	3,726円	4,105円	4,489円	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		総利用料×9.0%					

※要介護度及び負担割合別の基本料金に各加算金額を足したものが一回当たりのご利用金額になります。  
 尚、利用者負担額総合計は基本加算（入浴介助加算Ⅰ・個別機能訓練Ⅰロ・サービス提供体制強化加算Ⅱ）にて計算しております。  
 ※＜その他加算＞・・・ADL維持等加算・中重度者ケア体制加算・生活機能向上連携加算（Ⅰ・Ⅱ）等

【介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所型サービス）】（要支援1・2の方）

<1ヶ月あたり>

基本サービス料金（要介護別）		要支援1、又は事業対象者		要支援2、又は事業対象者		
		月4回まで	月4回超	月8回まで	月8回超	
① 基本	基本利用料	1割負担の方	448円/回	1,847円/月	459円/回	3,719円/月
		2割負担の方	896円/回	3,693円/月	918円/回	7,438円/月
		3割負担の方	1,344円/回	5,540円/月	1,377円/回	11,157円/月
食費		・540円/日				
加算料金（負担割合別）		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方		
② 加算	口腔機能の向上加算Ⅱ④	165円/月	329円/月	493円/月		
	栄養改善加算⑤	206円/月	411円/月	617円/月		
	一体的サービス提供加算⑥	・493円/月	・986円/月	・1,479円/月		
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ（6か月1回）	21円/月	41円/月	222円/月		
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ（6か月1回）	6円/月	11円/月	16円/月		
	生活機能向上グループ活動加算	103円/月	206円/月	309円/月		
	若年性認知症利用者受入加算	247円/月	493円/月	740円/月		
	科学的介護推進体制加算	・41円/月	・82円/月	・123円/月		
	サービス提供体制加算Ⅱ	・74円/月	・148円/月	・148円/月	・296円/月	・222円/月
		支援1	支援2	支援1	支援2	支援1
		要支援1、又は事業対象者		要支援2、又は事業対象者		
		4回利用の場合	4回超利用（5回） の場合	8回利用の場合	8回超利用（9回） の場合	
利用者負担額総合計 （①+②）	1割負担の方	4,560円	5,155円	8,674円	9,261円	
	2割負担の方	6,960円	7,609円	13,028円	13,662円	
	3割負担の方	9,360円	10,064円	17,382円	18,063円	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		総利用料×9.0%				

※要介護度及び負担割合別の基本料金に各加算金額を足したものが1ヶ月当たりのご利用金額になります。  
 尚、利用者負担額総合計は基本加算（一体的サービス提供加算・科学的介護推進体制加算）にて計算しております。  
 ※④⑤⑥の加算を併せてとった場合は、⑥の加算が適用されます。  
 ※＜その他加算＞・・・事業所評価加算・生活機能向上連携加算（Ⅰ・Ⅱ）等

【総合事業・通所介護のその他加算について】

- ・介護職員処遇改善加算として基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数（所定単位数）に上表に掲げる加算率（9.0%相当）を乗じた金額が加わります。
  - ・ADL維持等加算・生活機能向上連携加算等のその他加算体制が充実した場合には、上表以外に厚生労働省の定める基準に従いご負担いただくことになります。
- また、この場合には、事前にその負担額の変更について通知いたします。